

「法律上の争訟」にもかかわらず、司法審査の対象外とするのは、どのような場合か？

P169 A

#### 規範

法律上の争訟に当たる場合は、裁判を受ける権利が国民に保障されている（32条）以上、原則として司法審査の対象となる。そのため、司法審査の対象外とすることを正当化する憲法上の根拠がある場合に限り、例外的に司法審査の対象外となると解すべきである。

#### Point

- 令和2年判決の宇賀補足意見を基にした論証。
- 憲法上の根拠として、信教の自由（20条1項）、結社の自由（21条1項）、学問の自由（23条）、地方自治（92条）が挙げられる。
- 憲法上の根拠がある場合であっても、司法審査の対象外とすることを正当化できるかを検討する必要がある。たとえば、議員活動を制限する場合、住民の代表たる議員の活動が制限され、かえって地方自治の本旨（92条）を実現できない事態が生じうる。
- 司法審査の対象外とすることを正当化できるかを考慮するにあたっては、争いになっている事柄の性質や不利益の程度も考慮する。地方議会以外の事例についても、事柄の性質や不利益の程度を考慮することで説明が可能である。地方議会以外の事例についても、上記の枠組みで判断してよい。

---

過去問（司法）：

過去問（予備）：H30